

届書を提出する
日を記入してく
ださい。

離婚届と同時に
住所異動がある
ときは新住所を
記入してください。
※この届書では
住所の変更はで
きません。

18歳未満の子に
ついては、親権
を行う側の氏名を記入して
ください。
右ページの取り
決めに
決める箇所は必ずチェック
して下さい。

※協議離婚の場
合、真意に基づ
き合意したことの
確認のため、
夫妻それぞれが
必ずチェックを
してください。

欄外にも
署名をしてください。

離婚届

令和 年 月 日 届出

愛知県知多郡武豊町 長 殿

(フリガナ) 夫 タケトヨ イチロウ 妻 タケトヨ ハナコ	
1) 氏 名	武豊 一郎 武豊 花子
生 年 月 日	平成 〇 年 〇 月 〇 日 平成 〇 年 〇 月 〇 日
住 所	愛知県知多郡武豊町字長尾山 2番地 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2番地
本 籍	愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
2) (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者の氏名 武豊 一郎
父母及び養父母の 氏 名	夫の父 武豊 亀雄 続き柄 長 男 妻の父 富貴 二郎 続き柄 二 女
父母との続き柄	母 初子 母 たまり
(右記の養父母以外にも 養父がいる場合には、 その旨の欄に記入ください)	養父 続き柄 養父 続き柄 養母 養子 養母 養女
3) 離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 和解 ☐ 調停 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 調停 年 月 日成立
4) 婚姻前の氏にも どる者の本籍	☐ 夫 ☐ 妻 ☐ もとの戸籍にもどる ☐ 新しい戸籍をつくる
5) 未成年の子の 氏 名	父母双方が親権を行う子 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子
(協議離婚で親権者の 指定をした場合)協議を 行えば、それぞれが互の ようにしるしをつけくだ さい。	
記入の注意 ③署名は必ず本人が自署して下さい	
書類の不備等があれば連絡いたしますので、 日中連絡のつく番号を必ずご記入ください。	
連絡先 電話() 番 自宅・勤務先・呼出 方	
事件簿番号	住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日

武豊 一郎

武豊 花子

(6) 同居の期間	令和4 年 3 月 から 令和8 年 7 月 まで
(7) 別居する前の 住 所	愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
(8) 別居する前の 世帯のおもな 仕事と	☐ 1. 農業または漁業その他の仕事を行っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☒ 4. 3にあってはまらない常勤勤務者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしていない者のいる世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 武豊 一郎 印 妻 武豊 花子 印
証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	山本 □□ 印 青木 △△ 印
生 年 月 日	昭和52 年 1 月 1 日 昭和60 年 5 月 3 日
住 所	愛知県名古屋市中区三の丸 3丁目1番地2 愛知県半田市出口町 1丁目36番地
本 籍	同上 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2番地

協議離婚の
み、夫・妻
を除く18歳
以上の成年
者2人の証人
が必要です。
一つでも空
欄があると
受付ができ
ません。
記入漏れが
ないように
してください。

①婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍に復籍する場合
※但し、「もとの戸籍(婚姻前の戸籍)」が除籍の場合は、「新しい戸籍をつくる」ことにな
ります。

婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 は ☒ 妻 ☐ もとの戸籍にもどる ☐ 新しい戸籍をつくる
愛知県知多郡武豊町大字富貴字外面80番地2	(よみかた) フキ ジロウ 筆頭者の氏名 富貴 二郎

②婚姻前の氏にもどり、新しい戸籍をつくる場合

婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 は ☒ 妻 ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 新しい戸籍をつくる
愛知県知多郡武豊町大字富貴字外面80番地2	(よみかた) フキ ハナコ 筆頭者の氏名 富貴 花子

③婚姻中の氏を称し、新戸籍を編製する場合
※婚姻前の氏にもどらない場合は、離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を
提出してください。

婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 ☐ 妻 ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 新しい戸籍をつくる
何も記入しないでください。	の氏名